

郡山市客引き勧誘行為等の防止に関する条例

指定区域内の場所等での風俗
関連の営業にかかる

客引き



利用
しないで!



酔った勢いで行かないようにしましょう!
断る勇氣を持ちましょう!

客引き・スカウト・誘引の禁止行為を行った者には
「3か月以下の懲役または20万円以下の罰金」
が科せられます。

法人の従業員などが、その業務に関して禁止行為を行った場合は、
その行為者だけでなく、法人や営業者に対しても罰金が科せられます。

※詳細につきましては、裏面をご覧ください。



郡山市は、WHO(世界保健機関)
地域安全推進協働センターが
推進するセーフコミュニティ
活動に取り組んでいます。

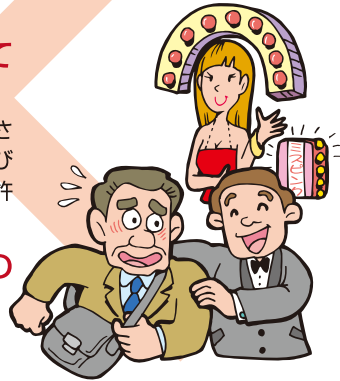
暴力団追放郡山市民会議・郡山市・郡山警察署
郡山市セーフコミュニティ推進協議会防犯対策委員会

禁止される行為

客引き

次の店等の客となるように、特定の人を誘う客引き行為。

- キャバクラ等の、客をもてなして飲食させる営業
(実態として客をもてなして飲食させていれば、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の許可の有無を問いません。)
- ファッションヘルス等の性風俗営業
- 風俗案内所



スカウト

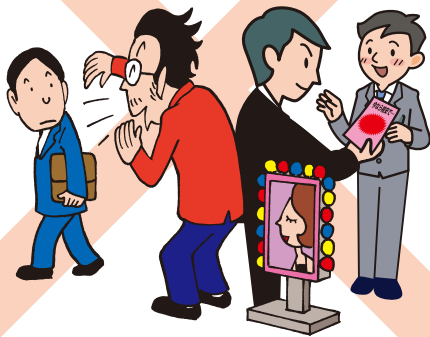
次の店等の従業員等となるように、特定の人を誘うスカウト行為。

- キャバクラ等の、客をもてなして飲食させる営業
(実態として客をもてなして飲食させていれば、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の許可の有無を問いません。)
- ファッションヘルス等の性風俗営業
- アダルトビデオ等への出演



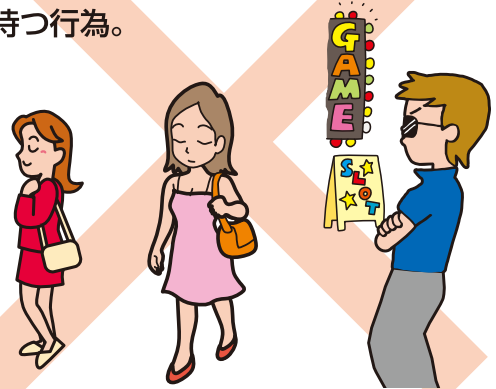
誘引

上記の客引き・スカウトを目的として、不特定の人に呼びかけたり、ビラ等を配布・提示する誘引行為。



客待ち

店頭や路上等において、客引き・スカウト・誘引の相手を待つ行為。



◎事業主が、「上記の客引き・スカウト・誘引行為を依頼すること」、「従業員等に行わせること」も禁止です。

禁止される場所

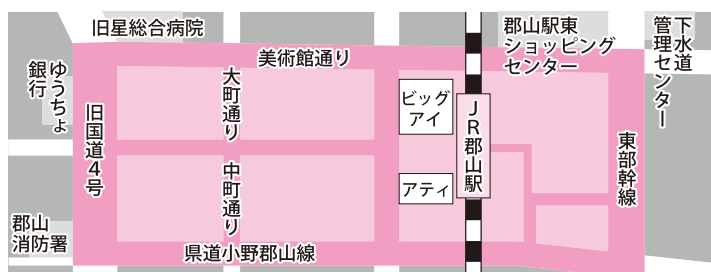
郡山駅周辺の指定区域内の公共の場所等

指定区域

県道郡山大越線、県道郡山停車場線(旧国道4号)、県道小野郡山線、市道日出山久保田線(東部幹線)及び市道向河原大町線(美術館通り)に囲まれた地域(該当地域を囲む道路部分を含む)

公共の場所等

道路、公園、広場、駅、飲食店など、公衆が通行したり出入りできる場所や施設



若者世代の就労を支援します

- ハローワーク郡山 電話 024-942-8609
・職業相談 ・職業紹介 ・職業訓練 ・就職支援セミナー など
- こおりやま若者サポートステーション
電話 080-3524-7778
・郡山市若年者就労体験事業
・若者の仕事に就くための準備をお手伝いします。

暴力団等に関する相談

- 公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター
電話 024-939-8930
御相談フリーダイヤル 0120-52-8930
- 郡山警察署 電話 024-922-2800(代表)
- 郡山北警察署 電話 024-991-0110(代表)

借金等に関する相談

- 郡山市消費生活センター 電話 024-921-0333
・多重債務に関すること ・生活再建に関すること など

紙ヘリサイクル可
この紙はFSC 認証紙です。

